

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた 適切な権利擁護支援

(3) 制度の利用しやすさ向上のための 取組の推進

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
という観点から、論点を整理

- (1) 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援の実施
- (2) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (3) 制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

II 地域における権利擁護支援体制の整備

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
という観点から、論点を整理

- (1) 地域連携ネットワークづくりとその強化
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- (3) 意思決定支援の浸透
- (4) 担い手の確保・育成等の推進
- (5) 体制整備の推進体制

III 成年後見制度の趣旨・内容等を踏まえた適切な権利擁護支援の浸透

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

- (1) 民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報
- (2) 関係者の理解促進のための取組

1. 不正防止の徹底と本人の意向や制度の利用しやすさとの調和

現状と課題

- 成年後見制度を安心かつ安全な制度とし、権利擁護支援の取組をさらに進めていくためには、不正防止の取組が重要である。不正事案の防止のためには、監督機能の充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関・関係団体において、不正事案の発生を未然に抑止するための方策を推進する必要がある。その際、不正防止を図る一方で、本人の意向や制度の利用しやすさにも十分配慮し、両者の調和を図りながら取組を進める必要がある。

対応案（施策）

① 家庭裁判所の監督機能の発揮による不正防止

最高裁判所・家庭裁判所は、不正防止のため、引き続き、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金等の金融商品や補助監督人等の活用を含め、付与された補助人の権限の内容を踏まえた適切な監督に向けた取組を実施することが考えられるのではないかな。

② 専門職団体による会員に対する自律的な指導監督の実施

専門職団体は各専門職に対する研修や指導監督等を通じ、後見事務における不正防止の取組を受任前・養成の段階から進めることが考えられるのではないかな。

また、専門職団体において、後見事務について不適正・不適切な点を発見した場合は、家庭裁判所に適時に連絡することを含む適切な対応をとるなど、家庭裁判所との間で不正防止の取組について必要な連携を進めることとすることが考えられるのではないかな。

③ 成年後見制度の見直し等を踏まえた後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の在り方

金融庁は、成年後見制度の見直しを踏まえ、金融機関へのヒアリング等を通じて、補助類型の後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入・運用状況について把握することとしてはどうか。

2. 各種手続における後見事務の円滑化

現状と課題

- 後見事務に関する各種手続において、行政機関や金融機関等の制度理解が十分でない場合や、必要書類や窓口における取扱いが明確でない場合には、本人や後見人等に過度な負担が生じ、本人の生活に必要な手続が円滑に行われにくくなるおそれがある。
- 各種手続における後見事務が適切に行われるためには、関係機関が見直し内容を含めて制度内容を適切に理解し、本人や後見人等が必要な手続を円滑に行えるようにする必要がある。また、成年後見制度の見直しにより補助人の権限が本人ごとに定められることを踏まえ、その権限を円滑に確認できるようにするとともに、本人や補助人等の手続上の負担を軽減する観点も重要である。

対応案（施策）

- ① 厚生労働省は、金融庁等の関係機関と連携して、市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署及び金融機関等の窓口担当者に対して、成年後見制度の見直しの内容を含め、同制度の理解の促進を図ることとしてはどうか。
- ② 厚生労働省は、市町村における、各担当部署で対応していた後見事務に係る窓口・書式を一元化し手続を簡略化する等の各種手続の簡素化・円滑化の取組を推進するために、実態把握や好事例の共有を推進することとしてはどうか。
- ③ 法務省は、成年後見制度の見直しにより、包括的な代理権を有する後見の制度等を廃止し、特定の行為について補助人に権限を付与する補助の制度に一元化したこと等を踏まえ、取引の相手方等が補助人の代理権や同意権等の内容を円滑に確認することができるようにするなど、後見登記を利用しやすくするための取組を検討することが必要ではないか。